

習志野市農業委員会総会議事録

平成23年第12回習志野市農業委員会総会は平成23年12月20日（火）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時00分より

1. 委員の出欠席 18名中 17名出席 欠席 0名

※16番は欠番

委員氏名（網かけは欠席委員）

1 番 村山 龍平	2 番 三代川 正夫	3 番 中台 孝政
4 番 木村 静子	5 番 飯生 良	6 番 斉藤 健次
7 番 佐々木秀一	8 番 海老原 健治	9 番 田久保 武士
10 番 伊藤 和彦	11 番 相原 和幸	12 番 吉野 吉雄
13 番 塩田 幸太郎	14 番 合間 正秋	15 番 三橋 久吉

会長職務代理者 飯生 正己

会 長 廣瀬 博

1. 議事録署名人 7 番 佐々木 秀一 8 番 海老原 健治

1. 議案審議結果

上 程 3 件 承 認 3 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午後5時00分

1. 付議事項

- ・議案第50号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- ・議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第52号 軽微な農地改良の（変更）届出書について
- ・議案第53号 軽微な農地改良の届出書について
- ・議案第54号 習志野市農業再生協議会委員の推薦について
- ・報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- ・その他

議 長

平成２３年第１２回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。
本日の欠席委員の報告は受けていません。
出席委員は、１８名中、１名の欠員で１７名の委員が出席しています。
従いまして本日の総会は成立いたしました。

つぎに、議事録署名人について、
「習志野市農業委員会会議規則」の規定により
議長より指名させていただきます。

７番 佐々木 秀一委員、８番 海老原 健治委員、
両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。

皆様にお諮りいたします。
議案の審議前に、その他の「習志野市農業委員会委員選挙人名簿
登載申請書の配布について」選挙管理委員会より説明員として
職員が来ていますので、登載申請書の説明を受けてから
議案案件に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

・・・・・・・・異 議 な し の 声・・・・・・・・

有難うございます。
それでは事務局、選挙管理委員会職員を呼んでください。
選挙管理委員会の職員の説明後、退席するまでの間、
総会は暫時休憩とし、議事録は作成いたしません。
習志野市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の配布について説明。

・・・・・・・・選挙職員退出により総会に戻る。

その他の選挙人名簿登載申請書の説明が終わりましたので、
再び会議に戻ります。

それでは、議案に入りますが、議案第５０号から５３号までの
４つの議案は、全て関連がありますので、
一括で審議したいと思います。
また、本日は議案案件の参考人として業者の方を呼んでいますので
質問等がありましたら、直接お尋ね下さい。

事務局	それでは、議案説明を事務局よりお願いします。 はい。それでは議案第50号から53号まで順次ご説明させていただきます。 議案第50号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について 平成23年9月5日付け千葉県 千農 指令 第●●●号●及び第●●●号●で 建売分譲として農地法第5条の規定による許可を受けた、習志野市●●●●●丁目 ●●●番(948㎡)の一部と同所●●●番(1,204㎡)の一部に係る当初の計画を 変更するにあたり、県への送付について審議を求める。 変更理由 今回の変更は、南側道路を幅員6m道路に拡幅変更することによ り開発面積及び工事期間を変更する必要が生じたため 申請者 千葉県●●●●● ●●● 株式会社 ●●●●●●● 主な変更内容 面積の変更 変更前 ●●●番 948㎡の内 69.84㎡ ●●●番 1,024㎡の内 33.34㎡ 変更後 ●●●番 948㎡の内 46.59㎡ ●●●番 1,024㎡の内 60.07㎡●●●番 1,003㎡の内 1.04㎡ 工事に係る費用 ●●●●●●●千円 工事期間 変更前(着工日 23年9月 5日 完了日 24年3月30日) 変更前(着工日 24年1月30日 完了日 24年3月30日) 議案第 51号農地法第4条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第6条の規定による許可申請書の提出があったので、 県への送付について審議を求める。 提出年月日 平成23年12月20日 農業委員会受付日 平成23年12月 9日 申請目的 公衆用道路 【譲受人(権利者)】 住 所 習志野市●●●●●丁目●●●番●●●号 氏 名 ● ● ● ● 年 齢 ●●歳 職 業 ●●● 【許可を受けようとする土地】 地 番 習志野市●●●●●丁目 ●●●番
-----	---

地 目	畑
地 積	2317 m ² の一部 33.41 m ²
立地基準	第3種農地
転用計画	建売分譲住宅開発に伴う公衆用道路用地として
開発行為	都市計画法第32条の規定による変更申請書協議書については 習志野市同意済である
備 考	工事に係る経費は、株式会社●●●●●●●●の 当初の事業計画の費用で行う
隣接地の建売分譲住宅計画に伴う道路整備において、既存道の拡幅整備（道路中心より3.0m）に係る用地の一部を公衆用道路用地として、用地提供を行います。 現地調査日は、平成23年12月16日です。	
議案第52号軽微な農地改良の（変更）届出書について 下記のとおり農地へのブロック工事等を実施するにあたり農業委員会に（変更）届出の提出があったので、届出書の受理証明の発行について審議を求める。	
受 付 日	平成23年12月9日
申請目的	重量ブロック位置及び工事期間の変更
【申請者（権利者）】	
住 所	習志野市●●●●丁目●●番●●号
氏 名	● ● ● ●
年 齢	●●歳
職 業	●●●
【許可を受けようとする土地】	
地 番	習志野市●●●●丁目 ●●●番
地 目	畑
地 積	2317 m ² の一部 33.41 m ²
立地基準	第3種農地
施工業者	●●●●株式会社 ●●支店
変更理由	隣接開発計画において、6.0m道路に拡幅変更することにより、重量ブロック位置が農地側に1.2m変更及び工事期間を変更する 変更前（着工日23年9月1日：完了日24年1月30日） 変更後（着工日24年1月30日：完了日24年3月30日）
隣接農地への被害防除等 前面道路との境界をブロックで仕切るため、隣接農地への被害はありません	

議 長 塩田委員	議案第 53 号軽微な農地改良の届出書について。 下記のとおり農地へのブロック工事等を実施するにあたり農業委員会に届出の提出があったので、届出書の受理証明の発行について審議を求める。 受 付 日 平成23年12月9日 申請目的 CP型枠ブロック設置 【申請者（権利者）】 住 所 習志野市●●●●丁目●●番●●号 氏 名 ●● ●●（持分1/3）他2名（共に持分1/3づつ） 職 業 ●●● 【許可を受けようとする土地】 地 番 習志野市●●●●丁目 ●●●番の一部 地 目 畑 地 積 948 m²一部 立地基準 第3種農地 施工業者 ●●●●株式会社 ●●●● 改良理由 隣接開発計画において、隣接農地と計画道路の高低差処理のため、CP型枠ブロックを隣接農地側に設置し、道路の雨水が農地に流入しないようにする。 （CP型枠ブロック：高さ0～1.2m、延長20.0m設置） 隣接農地への被害防除等 前面道路との境界をブロックで仕切るため、隣接農地への被害はありません 次ページに案内図、公図がありますのでご確認下さい。 続いて、調査報告を地区担当の津田沼の塩田 幸太郎委員よりお願いします。 それでは、議案第50号から53号について、一括して調査報告をさせていただきます。 調査は、平成23年12月16日に農業委員15名と事務局2名の、計17名で行ってまいりました。 現地で設計業者と施工業者にも当日、立会って説明してもらいました。 申請場所については、●●●●丁目と●●●●丁目にまたがる傾斜地に●●●●●●●●が●●棟の建売分譲を計画しているものです。 現地調査に行かれたことのある前委員さんは、お分かりかと思いますが、7月の総会で許可後の計画変更承認を行ったところです。
------------------------	---

議 長	今回の変更は南側道路をすべて6メートルに広げることから、●●●●丁目の●●●●番地につきましては、所有者の●●さんからの申し出により第4条申請ということで道路用地としての転用申請でございます。 道路拡幅によります耕作については、問題はないと思います。 今回の変更で、●●さんの農地より路の高さが低くなりますので、農地等への雨水の浸入も防ぐことが出来ると思います ●●さんに隣接する、土地の所有者の●●さんの●●●●丁目●●●●番、●●●●番の土地につきましては、第5条申請ということで道路拡幅の転用になりますが、●●さんと同様、耕作には問題はないと思います。 計画変更によって、企業局側からの出入りとなっております農地、 ●●さん、●●さん、●●さん3人共有の●●●●丁目●●●●番の農地につきましては、今回、用壁の傾斜を高くすることで、道路用地に提供する農地を少なくする計画変更も行っております。 また、道路と農地の間には、事業者はブロック等を設置し対策を講じるとのことでございます。 今回の申請は、開発を行っていくうえで、やむを得ないものと考えますが、皆さんいかがでしょうか。ご審議のほどお願いいたします。 塩田委員ご苦労さまでした。 続いて、質疑に入りますが、業者の方を呼んでいますので事務局、呼んで下さい。 業者の方が入室するまでの間、暫時休憩いたします。 ・・・・・・・・・・業者入室・・・・・・・・・・ 休憩前に戻り会議を開きます。 業者の方におかれましては、本日はご苦労さまです。 まずは、自己紹介をお願いします。 業者の方が来ておりますので、遠慮なく質問等がありましたらお願いします。 それでは、質問等のある方は挙手願います。はい。佐々木委員。 佐々木委員 はい。カラー刷りの図面を見て頂けますか。Jの部分の宅地の中に道路が入って見えるのですが、どのように考えればいいですか。
------------	--

議 長	業者の方お願いします。
業者	はい。道路の査定が現在のものとは違った所に査定ラインがありまして今現在はそれで境界が確定されています。この道路についてはこちらで市から払下げを受けることで道路交通課と話をすすめています。
議 長	よろしいですか。他にありますか。 はい。田久保委員どうぞ。
田久保委員	はい。どうしてこのように短期間で計画変更になったのですか。
議 長	業者の方お願いします。
業者	事業計画の中にも一部書きましたとおり、地権者との話し合いの中で解釈の違いが生じ、短期間での変更となりました。
議 長	前回総会で審議し許可を出したわけですが、田久保委員からも質問がありましたが、これからは短期間での変更等がない様に横の連絡を密にして二重三重の手間をかけないよう宜しくお願いします。
業者	はい。今後このようなことのないように気をつけます。 お手数をおかけして申し訳ありませんでした。
議 長	他にありますか。・・はい、三代川委員。
三代川委員	はい。6 m道路にするというのは地権者の要望ですか。
議 長	業者の方お願いします。
業者	はい。一概に要望だとはいえませんが、当初は6 mでお願いしていましたので、将来的に考えて話し合いで決定したということです。
議 長	よろしいですか。他に・・はい、相原委員。
相原委員	話し合いというのは曖昧ですが、書面での確認は大丈夫ですか。

議 長 業者	業者の方お願いします。 はい。地権者の要望があれば文書を事前に提出いたします。
議 長 伊藤委員	他に質問ありませんか。はい。伊藤委員。 雨水排水はどのようになっていますか。 6メートル道路にはガードレールはつきますか。
議 長 業者	業者の方お願いします。 はい。駐車場部分に地下雨水抑制貯留槽を設けることになっています。240 t 貯めることができます。 住宅地と道路が4メートルの高低差がありますので、まず宅地側に1.8メートルのフェンスが付きまして、道路側にはガードパイプを設置し二重に転落防止を考えています。
議 長	よろしいですか。他に何か、ご意見・ご質問等のある方は挙手願います。 質問等が無ければ、議案第50号から議案第53号について裁決に入ります。 業者の方、お疲れ様でした。退席して頂いて結構です。 ・・・・・・・・業者の方退出により総会に戻る。 議案第50号の農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について許可申請について賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして議案第50号は、可決されましたので、県に進達いたします。

	続きまして、議案第 51 号の 農地法第 4 条の規定による許可申請について 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして議案第 51 号は、可決されましたので、 県に進達いたします。 続きまして、議案第 52 号ないし 53 号の 軽微な農地改良の（変更）および届出書について 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして議案第 52 号ないし 53 号は、可決されましたので、本日付で、届出の受理書を発行することにいたします。 続きまして、議案第 54 号 「習志野市農業再生協議会委員の推薦について」 事務局より議案説明を求めます。
事務局	それでは、議案 54 号習志野市農業再生協議会委員の推薦についてご説明します 平成 23 年 12 月 12 日付け習志野市農業再生協議会第 2 号により、習志野市 農業再生協議会会長から農業委員会会長あてに、習志野市農業再生協議会の委員の 任期が平成 24 年 2 月 22 日をもって満了するため、農業委員会より 5 名の委員の 推薦依頼がありましたので委員の選出を求める。 農業再生協議会の目的は認定農業者の育成と支援、新規就農者の育成、耕作 放棄地の解消等に取り組む為に習志野市農業再生協議会を置くというものです。 選出人数は、5 名。委員の任期は、平成 24 年 2 月 23 日から平成 26 年 2 月 22 日 までとします。 以上です。
海老原委員	事務局ありがとうございます。議案第 54 号の農業再生協議会委員 の推薦についてご意見等がございましたら挙手願います。 はい。海老原委員どうぞ。 10 月 7 日より新委員になったわけですが、もし可能ならば現委員さんにそのま ま継続していただければと思います。
議 長	只今、海老原委員より現委員の継続という意見が出ましたが如何で しょうか。

・・・異議なしの声・・・

それでは、農業再生協議会委員の推薦につきましては、
当委員会からは、飯生 正己職務代理 ・飯生 良委員
・中台 孝政委員・田久保 武士委員と
私、廣瀬の計５名を推薦することにいたします。

本日の審議案件は、これにて全て終了いたしました。
続いて、報告第 23 号および報告第 24 号につきましては
皆様すでに、ご覧いただいていると思いますが、何か質問などあり
ましたら挙手願います。

・・・なければ、以上を持ちまして、
平成 23 年第 12 回 総会を終了いたします。
皆様ご苦労さまでした。・・・・・・・・